

平成 24 年度第 1 回 長野市廃棄物減量等推進審議会 議事録【要旨】

【開催概要】

開催日時：平成 24 年 7 月 31 日（火）13 時 30 分～15 時 35 分
開催場所：長野市防災市民センター 3 階 研修室

【次第】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 部長あいさつ
- 4 前回の議事録確認
- 5 諮問
「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料について」
- 6 議 事
 - (1) 審議事項
一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料について
 - ア 家庭ごみ有料化制度の検証
 - イ 清掃センター諸手数料改定について
 - (2) その他
- 7 閉 会

【会議資料】

- ・平成 23 年度第 5 回長野市廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）
- ・資料 1 家庭ごみ有料化制度の検証
- ・資料 2 清掃センター諸手数料改定について
- ・参考資料 1 家庭ごみ有料化制度の検証
- ・参考資料 2 清掃センター諸手数料改定について
- ・資料 3 平成 24 年度審議会開催計画（案）
- ・一般廃棄物処理手数料（し尿等除く）の改定対象（図）

【出席委員】 12 名
【欠席委員】 3 名
【事務局】 14 名
【報道・傍聴者】 2 名（報道 2 名）

【会議内容(要旨)】

1 開 会

◇会議の成立と公開について報告（事務局）

2 会長あいさつ

暑い中、また、お忙しい中、ご参集いただき感謝申し上げます。

7 月 20 日に市街地を中心とした集中豪雨があり、大豆島地区も被害を受けた。夜中まで対応し、翌日も早朝から水路のごみ片づけを行なった。前回の審議会で災害廃棄物処理計画の報告があったが、あまり実感がなかった。しかし、災害に遭い当事者として対応し、清掃センターで災害ご

みを受け入れていただいたことは有り難かった。今回の経験から、災害ごみの処理は非常に重要であると感じた。

今日は一般廃棄物の処理手数料について、現在のごみの現状等を踏まえてご審議いただきたいので、よろしくお願ひしたい。

3 部長あいさつ

お忙しい中、お集まりいただき、感謝申し上げます。また、日頃は環境行政をはじめ市行政全般に対して、様々な角度からご助言あるいはご指導ご支援をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

平成 21 年 10 月に家庭ごみ処理の有料化制度を導入し、併せて清掃センターの諸手数料の改定を行い、本年 10 月で 3 年を経過する。

平成 28 年度を目標年次とした、長野市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ総排出量の目標値は、基準年度である平成 20 年度の実施比に対して 11%の減量を目指している。平成 23 年度のごみ総排出量は、平成 20 年度と比較して 6.7%の減量が図られたが、平成 28 年度の目標値達成には、あと 4.4%の減量が必要である。

本市の使用料・手数料については、「行政サービスの利用者負担に関する基準」及び「基準に基づく見直し方針」により、原則として 3 年ごとに見直しを行っている。し尿及び生活雑排水処理手数料は、平成 23 年度に改定をしているので、し尿及び生活雑排水を除いた一般廃棄物処理手数料について、本審議会へ諮問させていただきたい。

4 前回の議事録確認

◇平成 23 年度第 5 回審議会の議事録（要旨）の確認が行われ、訂正依頼があった。

◇訂正後、公表することとした。

5 諮問

◇一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料について、環境部長から会長へ諮問書交付

6 議事

(1) 審議事項

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料について

ア 家庭ごみ有料化制度の検証

◇資料 1 「家庭ごみ有料化制度の検証」、参考資料 1 「家庭ごみ有料化制度の検証」により説明（事務局）

<以下、質疑応答>

（委員） 制度導入時、経済社会はデフレ状態であったが、その状況がまだ続いている。また、抑制効果も上がっていることから、据え置きが好ましい。

手数料で得た収入を開示することは非常に良い。これからも市民により分かりやすい形で開示してほしい。

（事務局） 平成 23 年度の手数料歳入は 3 億 2 千 6 百万で、有効に活用させていただいている。活用先は、生ごみ減量啓発から資源回収報奨金まで充当し、一番ウエイトとして高

いのは、剪定枝葉等の収集運搬経費です。

(委員) 手数料は、特定財源や特別会計ではなく、一般会計に入るのか。

(事務局) ごみ処理に関わる財源として特別に使われている特定財源です。

(委員) 用途としては、ごみ処理以外に使わないのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 手数料を払っていただいた市民に、用途を分かりやすく開示したほうが良い。

(事務局) 市で発行している「ゴミ通信」に掲載している。3月のごみ収集カレンダーと一緒に配布している。

(委員) 剪定枝葉が資源物扱いになった経緯を教えてください。

(事務局) 手数料を頂く事からすれば、市として積極的にリサイクルを進めていく姿勢も示していかななくてはいけない中で、従来は可燃ごみとして処理されていた剪定枝葉に着目した。

調査をしたところ、チップ化あるいは堆肥化している事業者が二社あり、協議の結果、資源化を進めることができた。従来であれば手数料を払って処理する事になっていたが、市民の皆様の負担を減らせることが出来るため、資源化を選択させていただいた。

(委員) ごみ処理原価総額はどのようなものなのか。また、家庭ごみ処理手数料総額とは、ごみ袋を購入する際、加算される手数料のことか。

(事務局) 可燃・不燃ごみの他、資源物もリサイクルする上で収集から処理まで一定の処理経費が掛かっている。それらに掛かった経費に、ごみ処理施設の減価償却分を合わせた総額が、ごみ処理原価総額になる。

また、家庭ごみ処理手数料総額とは、1袋1円、あるいは粗大ごみ1枚40円の手数料をいただいた収入の総額である。

(委員) 処理原価の中に手数料は含まれておらず、別なのか。

(事務局) ごみ処理原価は支出であり、手数料は収入であることから、別である。

(委員) 10%という目安は一般的にあるのか。

(事務局) 有料化導入前、市民の排出状況から概ね10%を市民の皆様に負担していただき、残り90%を税金等で処理する。実際に検証すると、処理原価に対して概ね10%を負担していただいているという結果になった。

(委員) ごみ処理に関するものは、ごみの焼却費用とごみ減量に関する啓発指導経費を足し上げたものか。

(事務局) ごみ処理原価は、ごみ処理に直接掛かっている経費であり、啓発指導の経費は含まれていない。

(会長) 減価償却について、例えば、焼却場を造る場合は国の補助金が出る。国の補助金を除いたものに対して、家庭ごみ処理手数料総額が何%になるのかが一つの目安になる。減価償却の中で国の補助金の費用が高いとすると、割合は上がると思う。

(事務局) ごみ処理原価は環境省で一定の基準を設け、同じ基準で算出することにより全国的にどういうところに位置しているか分かることを目的としている。

しかし、手数料の充当先の中に資源回収報奨金あるいは啓発指導経費があるが、それらは原価計算の対象ではない。決算額であれば資源回収報奨金や啓発指導経費が入っているので、決算額で見た方が分かりやすいかもしれない。負担の基準として今回はごみ処理原価での負担割合を示したが、次回までに検討させていただきたい。

(会長) 有料化となると、市民がどの位負担するのか。国で負担している部分を除いた額で見るのも一つの考えだと思う。

(委員) 交付金という形に変わってきているので、ごみ処理費用の補助が分からなくなるのではないか。

- (事務局) 補助金ではなく交付金という形になってきていますので、実態としては難しい。
- (会長) 難しいことは確かだが、直感として国の補助金を除いた負担割合を知りたい。我々が出しているごみはそのくらいの経費が掛かっているのか。割合が分かると、どの位負担したら良いのか分かると思う。
- (委員) ごみ処理原価の財源内訳が分かると良いのではないか。
- (事務局) 環境省の基準で算出しているが、それ以外に掛かっている経費があるので、決算ベースでの負担割合が分かりやすいと思われる。次回までに資料を作成したい。
- (副会長) ごみ処理原価総額に含まれている手数料充当先の事業はどれか教えてほしい。
- (事務局) 指定袋流通管理費等、剪定枝葉処理経費、剪定枝葉等収集運搬経費の3点である。
- (委員) 廃棄物別ごみ処理原価からみたごみ処理手数料について、もう一度説明してほしい。
- (事務局) 参考資料1の11頁により説明。

《休憩》

- (事務局) 原価計算では約31億円掛かっているが、啓発指導経費あるいは資源回収報奨金が含まれている決算額では38億掛かっている。しかし決算額は施設の減価償却費が入っていない。補助金を除いた負担割合は試算できるが、決算額に対しての負担割合が分かり易いと思う。
- なお、有料化導入時、市民の皆様には1割の負担をお願いし、それ以外は補助金や市税も含め9割は市で負担するという説明をしたことを申し添える。

イ 清掃センター諸手数料改定について

◇資料2「清掃センター諸手数料改定について」により説明（事務局）

<以下、質疑応答>

- (委員) 特定家庭用機器廃棄物処理について、どういった人が利用しているのか。また、どの位の費用が掛かっているのか。
- (会長) 全体の処理の費用に対して、どの位の割合なのか示してほしい。例えば、「犬、猫等の死体処理手数料」は、ごみ処理総額と比較するとものすごく少ない額だと思う。個々の人には負担があるが、審議会で審議する必要があるのか。
- (事務局) 平成23年度の実績で、清掃センター処理手数料の総額が5億8百万円、その内ペット焼却の収入が約5百万円である。
- (委員) 「犬、猫等の死体処理手数料」について、「その他に一般焼却としてごみ焼却炉で他の可燃ごみとともに焼却できる。」とあるが、可燃ごみとして集積所へ出して良いのか。
- (事務局) 一般焼却は、清掃センターに直接持込んでいただくようお願いしている。
- (委員) 交通事故等で轢かれてしまった場合は。
- (事務局) 道路で死んでいる動物については、清掃センターの職員が回収に行く。
- (委員) 参考資料2の6頁の②処理費【分離焼却】について、単価が上がった理由として人件費時間単価を嘱託職員から正規職員単価に見直したとあるが、理由は何か。
- (事務局) 現状に合わせて見直したものである。正規職員が対応しているため、正規職員の

賃金で計算した。

(委員) 今までは嘱託職員で良かったのか。

(事務局) 実際は正規職員が対応していたことから、現状に合わせた。

(事務局) 補足として、清掃センター搬入ごみ処理手数料の処理原価は、生活環境課で説明した処理原価と一致している。ただし、収集運搬の原価は除かれる。

(2) その他

◇資料3「平成24年度審議会開催計画(案)」により説明(事務局)

(会長) 以上で本日予定しておりました議事は終了します。円滑な議事の運営にご協力いただき、感謝申し上げます。

○本日の議事録は、事務局でまとめたものをお送りし、承認後に公開したい。簡単な日時や概要等をまとめた簡易的な開催結果と本日の資料は、別途ホームページで公開させていただく。
(事務局)

7 閉会

(15時35分閉会)